

# ガスセット割引

(特約料金表)

2023年4月1日実施

関西電力株式会社

## 1 適 用

このガスセット割引料金表（以下「この料金表」といいます。）は、次の地域に適用いたします。

滋賀県，京都府，大阪府，奈良県，和歌山県，兵庫県（一部を除きます），福井県の一部，岐阜県の一部，三重県の一部

## 2 特約種別

この料金表の特約種別は，ガスセット割引といたします。

## 3 適用条件

料金表のeスマート10（2023年4月1日実施。以下「eスマート10」といいます。なお，eスマート10が変更となった場合には，変更後のeスマート10によります。）として電気の供給を受けるお客さまで，かつ，この料金表適用の際現にガスセット割引（特約料金表）（平成31年4月1日実施。）の適用を受け，この料金表適用以降も引き続き，同一需要場所において，同一名義で，当社が指定するガス主契約料金表により，当社からガスの供給を受けている場合に適用いたします。

## 4 料金適用開始の日

料金適用開始の日は，3（適用条件）に定める適用条件を満たしていることを当社が確認した日を含む料金の算定期間の初日といたします。

## 5 料 金

各月の料金は，eスマート10によって料金として算定された金額から，(1)によって算定されたガスセット割引額を差し引いたものといたします。

### (1) ガスセット割引額

ガスセット割引額 = (2)の割引対象額 × 2パーセント

(2) 割引対象額

割引対象額は、その1月のeスマート10に定める基本料金および電力量料金（燃料費調整額は含まないものといたします。）の合計といたします。

6 その他

- (1) 3（適用条件）に定める適用条件を満たさなくなる場合は、お客さまは、すみやかに当社に申し出ていただきます。
- (2) 3（適用条件）に定める適用条件を満たしていないことを当社が確認した場合は、当該適用条件を満たさなくなった日の直前の検針日の前日をもって、この料金表の適用を終了いたします。
- (3) この料金表に定めのない事項については、お客さまがこの料金表とあわせて適用を受けるeスマート10に定めるところによるものといたします。

# 附 則

## 1 実施期日

この料金表は、2023年4月1日から実施いたします。

## 2 適用条件についての特別措置

料金表のeおとくプラン（平成30年7月1日実施。以下「eおとくプラン」といいます。なお、eおとくプランが変更となった場合には、変更後のeおとくプランによります。）として電気の供給を受けるお客さまで、この料金表実施の際現に料金表のガスセット割引（平成30年7月1日実施。）附則2（適用条件についての特別措置）の適用を受け、この料金表実施以降も引き続き、同一需要場所において、同一名義で、当社が指定するガス主契約料金表により、当社からガスの供給を受けている場合には、本則3（適用条件）にかかわらず、本則5（料金）および6（その他）の「eスマート10」を「eおとくプラン」と読み替えて適用いたします。

関西電力株式会社（小売電気事業者登録番号：A0272）  
大阪市北区中之島3丁目6番16号  
営業時間・電話番号は当社ホームページにてご確認ください。